

空乗第2039号  
平成10年3月20日 (制定)  
国空航第3037号  
令和4年3月29日 (最終改正)

## 操縦士実地試験実施細則

### 操縦教育証明

(飛行機)

国土交通省航空局安全部安全政策課

## I. 一般

1. 操縦教育証明（飛行機）に係る実地試験を行う場合は、操縦士実地試験実施基準及びこの細則によるものとする。
2. 航空法施行規則第64条の2に定める操縦教育証明に付す条件については、「操縦に2人を要する飛行機に同乗して教育を行う場合に限る」（英文表記：「Only valid for flight instruction in aeroplane that require at least two pilots」）とする。
3. 操縦教育証明に付す条件の有無及び条件の解除については、実地試験において使用する飛行機により次のとおりとする。
  - 3-1 1人で操縦できる飛行機を使用する場合は、条件無しとする。
  - 3-2 操縦に2人を要する飛行機を使用する場合は、条件有りとする。
  - 3-3 条件を付された操縦教育証明を有する者が条件を解除する場合は、1人で操縦できる飛行機を使用するものとする。
4. 実技試験の一部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置（以下「模擬飛行装置等」という。）を使用して行う場合の実施要領は次のとおりとする。
  - 4-1 使用する模擬飛行装置等は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
  - 4-2 ビジュアル装置を有する模擬飛行装置等の気象状態の設定は有視界気象状態とする。
  - 4-3 教官席で操作する者が模擬飛行装置等の環境設定を行う能力を有しない場合は、試験を停止し始めからやり直すものとする。

## II. 操縦教育証明実地試験（1人で操縦できる飛行機）

### II-1. 口述試験

口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 一般知識			
(目的) 法規、工学、気象等の学科教育に必要な知識について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	一般知識	次の科目について質問し答えさせる。 1. 航空法規 2. 航空交通管制 3. 航空工学（航空機の性能、運用 限界等を含む。） 4. 航空気象 5. 空中航法	各科目について事業用操縦士と同等の知識を有している こと。

2. 教育要領			
(目的) 操縦教育に必要な基本的知識について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
2-1	操縦教員	技能証明制度の概要及び操縦教員の法律上の位置づけと役割並びに操縦教育の目的について質問に答えさせ、又は説明させる。	質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。
2-2	訓練計画	<p>1. 自家用操縦士技能証明取得訓練コース又は事業用操縦士技能証明取得訓練コースを指定し、受験者に訓練計画を提出させる。</p> <p>2. 訓練計画を点検し、次の事項について質問に答えさせ、又は説明させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 基準及び目的の設定</li> <li>(2) 学習ブロックの確認</li> <li>(3) 訓練シラバス</li> <li>(4) レッスン・プラン</li> <li>(5) その他必要な事項</li> </ul>	<p>1. 適切な訓練計画を作成できること。</p> <p>2. 質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。</p>
2-3	操縦教育	<p>1. 次の科目の中から3つ以上指定し、試験官を練習生と仮定して教育を行わせる。また練習生に教育する場合の要点について質問に答えさせ、又は説明させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 航空法規</li> <li>(2) 航空交通管制</li> <li>(3) 航空工学（航空機の性能、運用限界等を含む。）</li> <li>(4) 航空気象</li> <li>(5) 空中航法</li> </ul> <p>2. 操縦練習科目を練習生に教育する場合の目的、実施要領及び要点について質問に答えさせ、又は説明させる。</p>	<p>1. 各科目について操縦教員として教育する場合の要点を的確に把握し、明確に説明できること。</p> <p>2. 操縦練習科目を正しく理解し的確に説明できること。</p> <p>3. 質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。</p>

3. 安全対策			
(目的) 操縦教育を行う上で必要な安全に関する知識について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
3-1	単独飛行の安全基準	単独飛行に係る安全基準(飛行機)について質問に答えさせ、又は説明させる。	質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。
3-2	見張りと衝突回避	次の事項について質問に答えさせ、又は説明させる。 1. 操縦練習の初期の段階から練習生に対して適切な見張りと衝突回避の習慣を形成するための教育を行うことの重要性 2. 見張りと衝突回避についての視覚、知覚	質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。

## II-2. 実技試験

実技試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

4. 操縦練習			
(目的) 訓練計画の作成、実技指導等を行わせ、操縦教員としての実技指導能力について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
4-1	出発前の確認	出発前に機長が確認すべき事項とその実施要領等について質問に答えさせ、又は説明させる。	質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。
4-2	訓練計画の作成	1. 練習生の飛行経歴及び技能レベルを受験者に示したうえ、実技指導を行うべき科目を指定し、訓練計画を作成させる。 (注) (4-4) の科目から指定する。 2. 訓練計画を点検し、質問に答えさせる。	1. 適切な訓練計画を作成できること。 2. 質問事項に正しく答えられること。
4-3	飛行前のブリーフィング	訓練計画に基づき、試験官を練習生と仮定して飛行前のブリーフィングを行わせる。	飛行前のブリーフィングが的確にできること。

番号	科目	実施要領	判定基準
4-4	実技指導及び模範実技	<p>(実技指導) 基本的な操縦技術（水平直線飛行、旋回、上昇・降下、加減速及びトリムの使用法）及び指定した科目について、試験官を練習生と仮定して実技指導を行わせる。</p> <p>(模範実技) 科目を指定し模範実技を行わせる。</p> <p>(注) 科目は、事業用操縦士及び自家用操縦士に係る実地試験の科目から指定する。模範実技の科目に次の科目を追加する。</p> <p>(1) エキセッショナル・パックプレッシャーストール、セカンダリーストール、エレベータートリムタブストールのうちいずれか1つ</p> <p>(2) フラップ上げ状態での着陸、横滑りからの着陸のうちいずれか1つ</p> <p>(3) S字旋回、道路に対する8字飛行、地点目標を中心とした旋回、エイトアラウンドパイロンのうちいずれか1つ</p> <p>(4) シャンデル、レージーエイトのうちいずれか1つ</p>	<p>(実技指導) 各科目の指導の要点を把握し、実技指導が的確にできること。</p> <p>(模範実技) 1. 操縦技量は、細則及びV. 追加模範実技科目に定める判定基準以上であること。 2. 柔軟、円滑な操作であること。 3. 各科目の要点を的確に説明しながら操作できること。</p>
4-5	飛行リハーサルのフイギング	試験官を練習生と仮定して飛行後のブリーフィングを行わせる。	飛行後のブリーフィングが的確にできること。

5. 総合能力			
(目的) 実地試験全般にわたって教育技法、教育態度等を確認し、操縦教員としての教育能力を総合的に判定する。			
番号	科目	判定要領	判定基準
5-1	評価	評価の公正性、客觀性について判定する。	公正、かつ、客觀的な評価がされること。
5-2	教育技法	教材の準備及び利用、教育技法について判定する。	1. 適切な教材を準備し、有効に利用できること。 2. 適切な教育技法により指導できること。
5-3	表現力	学科教育及び実技指導における要点の指示、注意の喚起等の方法について判定する。	1. 言語は明瞭であること。 2. 平易で適切な説明及び指導がされること。
5-4	教育態度	教育中の服装、動作、態度について判定する。	操縦教員として適切な服装、動作、教育態度であること。

### III. 操縦教育証明実地試験（操縦に2人を要する飛行機）

#### III-1. 口述試験

口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 一般知識			
(目的) 法規、工学、気象等の学科教育に必要な知識について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	一般知識	次の科目について質問し、答えさせる。 1. 航空法規 2. 航空交通管制 3. 航空工学（航空機の性能、運用限界等を含む。） 4. 航空気象 5. 空中航法	各科目について事業用操縦士と同等の知識を有していること。

2. 教育要領			
(目的) 操縦教育に必要な基本的知識について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
2-1	操縦教員	技能証明制度の概要及び操縦教員の法律上の位置づけと役割並びに操縦教育の目的について質問に答えさせ、又は説明させる。	質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。
2-2			
2-3	操縦教育	操縦練習科目を練習生に教育する場合の目的、実施要領及び要点について質問に答えさせ、又は説明させる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>操縦練習科目を正しく理解し的確に説明できること。</li> <li>質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。</li> </ol>

3. 安全対策

番号	科目	実施要領	判定基準
3-1			
3-2			

### III-2. 実技試験

実技試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

4. 操縦練習			
(目的) 実技指導等を行わせ、操縦教員としての実技指導能力について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
4-1	出発前の確認	出発前に機長が確認すべき事項とその実施要領等について質問に答えさせ、又は説明させる。	質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。
4-2			
4-3	飛行リ前のブリーフィング	准定期運送用操縦士技能証明取得訓練コースのうち、操縦に2人を要する飛行機を使用する課程から訓練計画を指定し、その計画に基づき、試験官を練習生と仮定して飛行前のブリーフィングを行わせる。	飛行前のブリーフィングが的確にできること。

番号	科目	実施要領	判定基準
4-4	実技指導及び模範実技	<p>(実技指導) 准定期運送用操縦士に係る実地試験の科目から指定した科目について、試験官を練習生と仮定して実技指導を行わせる。</p> <p>(模範実技)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>准定期運送用操縦士に係る実地試験の科目から指定した科目について、模範実技を行わせる。</li> <li>飛行中、発動機が突然不作動となつた場合のテイクオーバー及び回復操作を行わせる。</li> </ol>	<p>(実技指導) 各科目の指導の要点を把握し、実技指導が的確にできること。</p> <p>(模範実技)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>操縦技量は、細則に定める判定基準以上であること。</li> <li>柔軟、円滑な操作であること。</li> <li>各科目の要点を的確に説明しながら操作できること。</li> <li>機を失せず安全にテイクオーバー及び回復操作ができること。</li> </ol>
4-5	飛行後のブリーフィング	<p>試験官を練習生と仮定して飛行後のブリーフィングを行わせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>行った科目的評価、不十分な点の指摘及びその矯正のための方法</li> <li>今後の操縦練習において注意すべき事項</li> </ol>	飛行後のブリーフィングが的確にできること。

5. 総合能力			
(目的) 実地試験全般にわたって教育技法、教育態度等を確認し、操縦教員としての教育能力を総合的に判定する。			
番号	科目	判定要領	判定基準
5-1	評価	評価の公正性、客觀性について判定する。	公正、かつ、客觀的な評価がされること。
5-2	教育技法	教材の準備及び利用、教育技法について判定する。	1. 適切な教材を準備し、有効に利用できること。 2. 適切な教育技法により指導できること。
5-3	表現力	実技指導における要点の指示、注意の喚起等の方法について判定する。	1. 言語は明瞭であること。 2. 平易で適切な説明及び指導がされること。
5-4	教育態度	教育中の服装、動作、態度について判定する。	操縦教員として適切な服装、動作、教育態度であること。

#### IV. 条件解除実地試験

##### IV-1. 口述試験

口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 一般知識			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1			

2. 教育要領			
(目的) 操縦教育に必要な基本的知識について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
2-1			
2-2	訓練計画	<p>1. 自家用操縦士技能証明取得訓練コース又は事業用操縦士技能証明取得訓練コースを指定し、受験者に訓練計画を提出させる。</p> <p>2. 訓練計画を点検し、次の事項について質問に答えさせ、又は説明させる。</p> <p>(1) 基準及び目的の設定            (2) 学習ブロックの確認            (3) 訓練シラバス            (4) レッスン・プラン            (5) その他必要な事項</p>	<p>1. 適切な訓練計画を作成できること。</p> <p>2. 質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。</p>
2-3	操縦教育	<p>1. 次の科目の中から3つ以上指定し、試験官を練習生と仮定して教育を行わせる。また練習生に教育する場合の要点について質問に答えさせ、又は説明させる。</p> <p>(1) 航空法規            (2) 航空交通管制            (3) 航空工学（航空機の性能、運用限界等を含む。）            (4) 航空気象            (5) 空中航法</p> <p>2. 操縦練習科目を練習生に教育する場合の目的、実施要領及び要点について質問に答えさせ、又は説明させる。</p>	<p>1. 各科目について操縦教員として教育する場合の要点を的確に把握し、明確に説明できること。</p> <p>2. 操縦練習科目を正しく理解し的確に説明できること。</p> <p>3. 質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。</p>

3. 安全対策			
(目的) 操縦教育を行う上で必要な安全に関する知識について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
3-1	単独飛行の安全基準	単独飛行に係る安全基準(飛行機)について質問に答えさせ、又は説明させる。	質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。
3-2	見張りと衝突回避	次の事項について質問に答えさせ、又は説明させる。 1. 操縦練習の初期の段階から練習生に対して適切な見張りと衝突回避の習慣を形成するための教育を行うことの重要性 2. 見張りと衝突回避についての視覚、知覚	質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。

#### IV-2. 実技試験

実技試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

4. 操縦練習			
(目的) 訓練計画の作成、実技指導等を行わせ、操縦教員としての実技指導能力について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
4-1			
4-2	訓練計画の作成	1. 練習生の飛行経歴及び技能レベルを受験者に示したうえ、実技指導を行うべき科目を指定し、訓練計画を作成させる。 (注) (4-4) の科目から指定する。 2. 訓練計画を点検し、質問に答えさせる。	1. 適切な訓練計画を作成できること。 2. 質問事項に正しく答えられること。
4-3			

番号	科目	実施要領	判定基準
4-4	実技指導及び模範実技	<p>(実技指導) 基本的な操縦技術（水平直線飛行、旋回、上昇・降下、加減速及びトリムの使用法）及び指定した科目について、試験官を練習生と仮定して実技指導を行わせる。</p> <p>(模範実技) 科目を指定し模範実技を行わせる。</p> <p>(注) 科目は、事業用操縦士及び自家用操縦士に係る実地試験の科目から指定する。模範実技の科目に次の科目を追加する。</p> <p>(1) エキセッショナル・バックプレッシャーストール、セカンダリーストール、エレベータートリムタブストールのうちいずれか1つ</p> <p>(2) フラップ上げ状態での着陸、横滑りからの着陸のうちいずれか1つ</p> <p>(3) S字旋回、道路に対する8字飛行、地点目標を中心とした旋回、エイトアラウンドパイロンのうちいずれか1つ</p> <p>(4) シャンデル、レージーエイトのうちいずれか1つ</p>	<p>(実技指導) 各科目の指導の重点を把握し、実技指導が的確にできること。</p> <p>(模範実技)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>操縦技量は、細則及びV. 追加模範実技科目に定める判定基準以上であること。</li> <li>柔軟、円滑な操作であること。</li> <li>各科目の要点を的確に説明しながら操作できること。</li> </ol>
4-5			

5. 総合能力			
(目的) 実地試験全般にわたって教育技法、教育態度等を確認し、操縦教員としての教育能力を総合的に判定する。			
番号	科目	判定要領	判定基準
5-1	評価	評価の公正性、客觀性について判定する。	公正、かつ、客觀的な評価がされること。
5-2	教育技法	教材の準備及び利用、教育技法について判定する。	1. 適切な教材を準備し、有効に利用できること。 2. 適切な教育技法により指導できること。
5-3	表現力	学科教育及び実技指導における要点の指示、注意の喚起等の方法について判定する。	1. 言語は明瞭であること。 2. 平易で適切な説明及び指導がされること。
5-4	教育態度	教育中の服装、動作、態度について判定する。	操縦教員として適切な服装、動作、教育態度であること。

## V. 追加模範実技科目

模範実技に追加する科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行			
(目的) 着陸(着水)について判定する。			
(注) 多発機は(1-2)を行わない。			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	フラップ上げ状態での着陸	フラップを使用しないで進入し、着陸させる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>所定の経路を安定して進入できること。</li> <li>突風成分を修正した進入速度を設定できること。</li> <li>進入速度は±5ノット以内の変化であること。</li> <li>滑走路中心線上の、指定された接地点から60メートルを越えない範囲に正しい姿勢で接地できること。</li> <li>横滑り状態で接地(接水)したり、接地(接水)後著しく方向を偏位させないこと。</li> </ol>
1-2	横滑りからの着陸	<ol style="list-style-type: none"> <li>最終進入において、横滑りを行なながら進入させる。</li> <li>対地高度200フィートまでに通常の降下角にもどし進入着陸させる。</li> </ol> <p>(注) フラップの使用制限がある場合を除き、フラップを使用させる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>初期失速のバフェットを起こさないこと。</li> <li>横滑りにより降下角の修正ができること。</li> <li>その他(1-1)に同じ。</li> </ol>

2. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行

(目的)

場周経路と概ね同じ高度を維持して地上目標を対象として行う各種操作及び飛行姿勢、速度、出力の変化を伴う各種操作に応じた操作について判定する。

- (注) 1. 低空域空中操作において、旋回経路は無風状態で傾斜角30度の航跡とし、経路調整のための傾斜角の最大は45度とする。  
 2. 低空域空中操作は、地域の特性を考慮して科目を指定する。  
 3. 多発機は、(2-5) 及び (2-6) の科目を行わない。

番号	科目	実施要領	判定基準
2-1	S字旋回	<p>1. 風向と概ね直角となる基線に対し、風下に向かってS字飛行を開始させる。</p> <p>2. 風下側と風上側の航跡が等しい半円となるよう適宜傾斜角を修正して飛行させる。</p> <p>3. 旋回の切替え時に航空機は基線上にあって針路は基線と直角となり、傾斜角は0度となるよう飛行させる。</p>	<p>1. 所定の経路を飛行できること。</p> <p>2. 操作は柔軟円滑で、飛行機の操縦と地上の航跡の両方に対して注意配分がよくできること。</p> <p>3. 高度は±100フィート以内の変化であること。</p> <p>4. 極端な急旋回とならないこと。</p> <p>5. 最低安全高度以下で飛行しないこと。</p>
2-2	道路に対する8字飛行	<p>1. 横風を受けながら飛行し、交差点において風下へ向かって8字飛行を開始させる。</p> <p>2. 航跡が正円となるよう適宜傾斜角を修正して飛行させる。</p> <p>3. 旋回開始点上で風上側に切替えし、風下側と同様の正円となるよう飛行させる。</p>	(2-1) に同じ。

番 号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
2-3	地 点 目 標 を 中 心 と し た 旋 回	<p>1. 地点目標を中心として、航跡が目標から等距離の正円となるよう適宜傾斜角を修正して飛行させる。</p> <p>2. 風下に向かって科目を開始するものとし、左又は右の720度旋回を行わせる。</p>	(2-1) に同じ。
2-4	エ イ ト ア ラ ウ ン ド パ イ ロ ン	<p>1. 2カ所の地上目標を中心とし、航跡が8字となるよう適宜傾斜角と偏流を修正して飛行させる。</p> <p>2. 左又は右の旋回の前に、直線飛行経路を設定するものとし、この直線飛行経路に対し、風下に向かって科目を開始させる。</p>	(2-1) に同じ。

番号	科目	実施要領	判定基準
2-5	シヤンデル	<p>次の要領で左右1回ずつ行わせる。</p> <p>1. 製造者が選定した速度又は設計運動速度で概ね水平飛行の状態から傾斜角を約30度とし、針路が90度変位する点でピッチ角が最大となるよう上昇旋回を開始する。</p> <p>2. 上昇旋回開始と同時に出力を増加し、最大出力とする。(定速プロペラ装備機は巡航出力のままでもよい。)</p> <p>3. 針路が90度変位したならばピッチ角最大を保って旋回停止操作を開始する。</p> <p>4. 失速直前の速度で180度旋回を終了したのち水平飛行に戻す。</p>	<p>1. 所定の針路に±10度以内で旋回を停止できること。</p> <p>2. 旋回停止時の速度は失速速度+5ノット以内であること。</p> <p>3. 調和された操舵であること。</p>
2-6	レーリエイト	<p>1. 巡航出力で、製造者が選定した速度又は設計運動速度から科目を開始させる。</p> <p>2. 地平線上90度毎に選定した目標を通り、機首で∞字を描くように上昇旋回、降下旋回(最大傾斜角約45度)を組み合わせた180度旋回を左右連続して行わせる。</p>	<p>1. 左右上下が概ね対称な∞字となること。</p> <p>2. 針路は、それぞれの90度目標に対し±10度以内であること。</p> <p>3. ピッチ角、傾斜角、旋回率が一定の率で絶えず変化すること。</p> <p>4. 調和された操舵であること。</p>

## VI. 実技試験の一部を模擬飛行装置等を使用して行う場合における実機と模擬飛行装置等の使用区分

実技試験の一部を模擬飛行装置等を使用して行う場合の実機と模擬飛行装置等の使用区分は次のとおりとする。

ただし、実機による試験で行った操作は、模擬飛行装置等により実施済の科目であっても評価の対象とする。

また、試験官は、評価の正確性、模擬飛行装置等の性能等から必要と認めたときは、使用区分の一部を変更して行うことができる。

※模擬飛行装置は操縦に2人を要する飛行機とする。

科 目	飛行訓練装置(1人で操縦できる飛行機)							模擬飛行装置(※)				
	1	2	3	4	5	6	7	A	B	C	D	
4. 操縦練習(4-4実技指導・模範実技)												
(1)空港等及び場周経路における運航												
始動・試運転		A/F	A/F		A/F	A/F	A/F				S	
地上滑走	A	A/F		A	A/F	A/F					B	
場周経路と後方乱気流の回避	A	A		A	A	A					A	
(2)各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止												
通常及び横風中の離陸上昇		A	A		A	A	A				B	
通常及び横風中の進入・着陸	A	A		A	A	A					B	
短距離離陸、短距離着陸、横滑りからの着陸	A	A		A	A	A					-	
フラップ上げ状態での着陸	A	A		A	A	A					S	
制限地着陸	A	A		A	A	A					-	
着陸復行	A	A		A	A/F	A/F <sup>(注3)</sup>					S	
離陸中止	A	A/F		A	A/F	A/F					S	
(3)基本的な計器による飛行												
基本操作		A	A/F		A/F	A/F	A/F				S	
レーター誘導による飛行、異常姿勢からの回復	A	A/F		A	A/F	A/F					S	
(4)計器飛行方式による飛行												
離陸時の計器飛行への移行、標準的な計器出発		-	-		-	-	A/F <sup>(注3)</sup>				S	
方式及び計器到着方式、待機方式、進入復行方式		-	-		-	-	A/F <sup>(注4)</sup>				A/S	
(5)空中操作及び型式の特性に応じた飛行												
低速飛行		A	A		A	A	A				-	
失速及び回復操作、急旋回	A	A		A	A	A/F					S	
シャンデル、レージーエイド、螺旋降下	A	A		A	A	A					-	
型式特性に応じた操作	A	A		A	A	A					A/S	
(6)野外飛行												
全科目		A	A		A	A	A				A/S	
(7)飛行全般にわたる通常時の操作												
全科目		B	B		B	B	B				B	
(8)異常時及び緊急時の操作												
発動機の故障		A	A		A	A/F	A/F				S	
諸系統又は装置の故障	A/F	A/F		A/F	A/F	A/F					A/S	
離陸中の1発動機故障	A	A		A	A/F	A/F					S	
1発動機不作動時の進入・着陸	A	A		A	A	A					A/S	
VMCによる飛行	A	A		A	A/F	A/F					-	
(10)航空交通管制機関等との連絡												
全科目		B	B		B	B	B				B	
(11)航空機乗員間の連携												
全科目		-	-		-	-	-				B	
5. 総合能力												
全科目		B	B		B	B	B				B	
備 考	記号の意味	A : 実機で行う科目 B : 実機と模擬飛行装置等の両方で行う科目 S : 模擬飛行装置で行うことのできる科目 F : 飛行訓練装置で行うことのできる科目 A/S : 実機又は模擬飛行装置のいずれかで行う科目 A/F : 実機又は飛行訓練装置のいずれかで行う科目	(注1) : 適切なビジュアルシステムを有するものに限る。 (注2) : 適切に装備されたものに限る。 (注3) : 1発動機不作動時の科目は実機に限る。 (注4) : 1発動機不作動時の科目および着陸科目は実機に限る。									

## VII. 実地試験成績報告書

実地試験成績報告書の様式は次のとおりとする。

### 実地試験成績報告書 (操縦教育証明)

条件有り	総合判定

#### ① 受 験 者 調 書

ふりがな	□昭和 □平成 □西暦	
氏 名	生年月日 年 月 日	
受験する航空機の種類	□飛行機 □回転翼航空機 □滑空機 □飛行船	
試験に使用する航空機		
等 級	型 式	国籍・登録記号
□陸上 □単発(機) □ピット機 □水上 □多発(機) □タービン機	式 型	番号
連絡先 (会社団体等)	電話番号	
学科試験合格	年 月 日	受験地

#### ② 教 官 の 証 明

受験者は操縦教育証明に係る模擬飛行装置又は飛行訓練装置による所定の技能を有していることを証明します。

教官の有する技能証明の資格と番号 \_\_\_\_\_ 操縦士 No. \_\_\_\_\_  
操縦教育証明 No. \_\_\_\_\_

年 月 日 教官氏名 \_\_\_\_\_

受験者は操縦教育証明に係る所定の技能を有していることを証明します。

教官の有する技能証明の資格と番号 \_\_\_\_\_ 操縦士 No. \_\_\_\_\_  
操縦教育証明 No. \_\_\_\_\_

年 月 日 教官氏名 \_\_\_\_\_

#### ③ 試 験 の 実 施

模擬飛行装置又は飛行訓練装置	実機
期日 年 月 日 場所	期日 年 月 日 場所
試験官	試験官
特記事項	特記事項

- 受験者は、①受験者調書欄に所要事項を記入又は✓印を付すこと。
- 教官は、②教官の証明欄に所要事項を記入のうえ、試験官に提出すること。
- 試験官は、「条件付操縦教育証明」の試験を実施した場合は所定の欄に✓印を付すこと。

# 成 績 表

試験科目	判定			
	飛行機	回転翼航空機	滑空機	飛行船
口述試験				
1. 一般知識				
1-1 一般知識				
2. 教育要領				
2-1 操縦教員				
2-2 訓練計画				
2-3 操縦教育				
3. 安全対策				
3-1 単独飛行の安全基準				
3-2 見張りと衝突回避				
実技試験				
4. 操縦練習				
4-1 出発前の確認				
4-2 訓練計画の作成				
4-3 飛行前のブリーフィング				
4-4 実技指導及び模範実技				
4-5 飛行後のブリーフィング				
5. 総合能力				
5-1 評価				
5-2 教育技法				
5-3 表現力				
5-4 教育態度				
(注) 上級滑空機を使用する場合は2回飛行するものとし、うち少なくとも1回は航空機曳航によるものとする。				

附 則（平成25年11月8日 国空航第555号）

1. この操縦士実地試験実施細則は、平成26年4月1日から施行する。
2. この操縦士実地試験実施細則の施行の日から6ヶ月を経過する日までは、従前どおりとすることができる。

附 則（令和2年12月22日 国空航第2175号）

この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日 国空航第1350号）

この改正通達は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日 国空航第3037号）

この改正通達は、令和4年4月1日から施行する。